○文部科学省経済産業省告示第一号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十五条第三項の規定に基づき、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月三十日

文部科学大臣　阿部　俊子
経済産業大臣　武藤　容治

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年文部科学省・経済産業省告示第四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項 イ　経済産業大臣が法第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、外部経営資源活用促進投資事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次のいずれにも該当するものであること。 （i）・（ii）　（略） （iii）　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（チ）　（略） (2)　（iv）　（略） (3)～(4)　（略） ロ　（略） 二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項 文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。 （i）～（v）　（略） （vi）　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（ヘ）　（略） (2)～(16)　（略）	一　外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項 イ　経済産業大臣が法第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、外部経営資源活用促進投資事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあっては、当該投資事業有限責任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次のいずれにも該当するものであること。 （i）・（ii）　（略） （iii）　当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（チ）　（略） (2)　（iv）　（略） (3)～(4)　（略） ロ　（略） 二　特定研究成果活用支援事業の実施方法に関する事項その他特定研究成果活用支援事業に関する重要事項 文部科学大臣及び経済産業大臣が法第十九条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定研究成果活用支援事業計画が次のいずれにも該当することを要件とする。 (1)　当該計画に基づき特定研究成果活用支援事業を実施しようとする者（以下「特定研究成果活用支援事業者」という。）が法人である場合にあっては、当該法人が次のいずれにも該当するものであること。 （i）～（v）　（略） （vi）　当該法人の役員が次のいずれにも該当しないこと。 （イ）・（ロ）　（略） （ハ）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 （ニ）～（ヘ）　（略） (2)～(16)　（略）

附　則

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。